

さんぺい

輝枝

千葉市議会議員
(花見川区選出)

149号



事務所 〒262-0025

千葉市花見川区花園1-20-14

TEL 043-299-1101 <http://www.sanpei-terue.jp/>

FAX 043-299-1104

sanpei3@d3.dion.ne.jp

立憲民主・無所属千葉市議会議員団

皆様の声をお寄せ下さい。

神谷市長と熊谷知事との連携 ヘリコプターの県負担の実現 さんぺい輝枝が、何回も取り組み実現しました。

これまで、私は以前から、一般質問で、ヘリコプターの経常経費を削減するための取り組みを続けてきました。ヘリコプターの働きについては充分承知しているものの、他市他県を参考にし、県内の活動もヘリコプターはしているので、県内の市町村に負担をしてもらうべきと。答弁として、県内の市町村と意見交換をしているとの事でした。

何回か質問していても、進まないで、ヘリコプターの廃止も視野に入れた質問もしました。時々、答弁で、県に負担を求める取り組みを始めたとの事でした。

その答弁は、くまがい市長時代です。この度は県の負担を7,000万円いただけるようになりました。

神谷市長、くまがい知事の連携です。ありがとうございます。

毎年7,000万円×10年で7億です。これからも行財政改革を進めます。



千葉市防災ヘリコプター(千葉市HPより引用)



出来る限りセーフティウォッチャーとして活動しています。
PTAの方々と通学路の交通安全対策について話し合いました。

財政局 新年度予算について一般質問で求めてきました

●令和7年度分の臨時財政対策債の発行額が、0円となりました。さらに普通交付税は、275億円、特別交付税が11億円となり、地方交付税は、286億円となります。臨時財政対策債ではなく普通交付税を国に求めていくべきだと一般質問等でさんぺい輝枝が取り組みました。

なぜ臨時財政対策債が、0円になったのか質問したところ「国の財政の堅調さがあり」というような答弁でしたが大変複雑な思いです。国民生活においては、物価高で、厳しい状況ですが、その反面その物価高が、国の財政に反映されているということです。私さんぺい輝枝としては、大変複雑な思いです。

普通交付税と臨時財政対策債の状況 **さんぺい輝枝**が常任委員会で発言

	普通交付税			臨時財政対策債			
当初予算	240億円	77%		70億円	23%	計	310億円
算定結果	288億円	88%		38億円	12%	計	326億円
増減	48億円			-32億円		計	16億円



- 48億円のうち14億円は、国の経済対策に伴い臨時財政対策債の元利償還のために市債管理基金に積み立て
- さんぺい輝枝**は、これまで一般質問で取り組んできた通り、令和7年新年度予算に普通交付税が88%と高い数字が示されました。これまで50%未満の時もありましたので、このまま改善されたままであることを求めたいと思います。

**物価高騰対応
重点支援地方創生
臨時交付金収入
補正予算議案**

- @畜産飼料価格高騰対策17百万円、生涯学習センター 12百万円
- @地域公共交通支援事業 マリンスタジアム、公園施設 167百万
- @指定管理者管理施設光熱費等コミュニティセンター、文化施設、
地域防犯対策事業 42.145千円
- @ハーモニープラザ、高齢者&障害者施設光熱費支援事業4,192百万円
- @子ども交流館、少年自然の家 15百万円

総務局総務部 督促についての審査請求について

生活保護法の規定による徴収金の督促の取り消しを求める審査請求を棄却することについて地方自治法231条の3第7項の規定に基づき(議会に)諮問するもの
請求人が生活保護法第78条第1項の規定による徴収金を滞納した請求人に対し、既定の督促を行ったところ、請求人がこれを不服として本件処分の取り消しを求めたものです。

さんぺい輝枝は、他の生活保護の対象者が、就労収入を申告しなかったとの、事です。が本来、生活保護の方々、毎月15,000円まででしたら、保健福祉センター内の援護課に、申告をしていただければ、良いという事になっています。

また、186千円を、これからも就労できるのであれば、就労し、徴収金を分割で納める事も選択できます。
この件の請求人は、法律は分かるが、事実上徴収金を支払うことは不可能とおっしゃっていますが、他の生活保護を受けている方々は、きちんと報告したり、多めに就労した時には、援護課に返すなどやり方はいくらでも、あったはず。です。**さんぺい輝枝**も質問しましたが、答弁で、生活保護を受ける時、こうした一連の報告の必要性について説明しているとの事です

この物価高の中ですので、審査請求をした気持ちはわかりますが、皆さんが守っているルールは、守っていただかなければなりません。そこで督促の取り消しを求める審査請求を棄却することについて、議会に諮問された事について、賛同しました。

追記、行政サービスは法律に則り進められています、市民の皆様方に置かれましては、自己判断せずに、遠慮なく、どうしたらいいのか行政や議員に相談する事をお勧めいたします。よろしくお願いいたします。

**市政広聴会
のお知らせ**

日 時: 毎月第3土曜日
11:00~12:00

場 所: **さんぺい輝枝事務所**

(住所は表面に記載)



※ご予約は不要ですので、お気軽にお越しください。
また、ご要望がありましたら、ミニ集会を行います。
お知り合いやグループ等、集まる機会がありましたらぜひ、お声をかけてください。